

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年2月29日（平成28年（行個）諮問第34号）

答申日：平成28年7月15日（平成28年度（行個）答申第66号）

事件名：本人に対する税務調査に係る「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（決裁用）」に編てつされている実地の調査の結果」の不
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書2に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件開示請求に対し、平成27年11月13日付け特定記号第262号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

不開示の決定に納得していない。

今後の税務調査において「正確な事実の把握を困難にするおそれ」の具体的な開示を求める。

「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが認められ法14条7号イに該当する」と断言しているが、具体的にいずれの行為を指して、その審査はどのような機構でなされたのか開示を求める。

「おそれ」といった客観性のない決め付けに対し具体的な事柄は一考に値しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、審査請求人に対して平成27年3月17日付け特定記号第412号「更正決定等をすべきと

認められない旨の通知書」が送付された件について、「所得税 平成22年分・23年分・24年分・25年分の調査対象期間の分が『更正決定すべきでない』と認められない」となった結果の理由内容がわかる書類」及び「担当調査官の『調査経過記録』でなく、実地調査の結果のわかる書類」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報の対象として、別紙1に掲げる2文書を特定し、平成27年11月13日付け特定記号第262号により、文書2について、法14条7号イの不開示情報に該当するとして、法18条1項の規定に基づき、一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、原処分を取り消し、不開示部分を開示することを求めていることから、以下、処分庁が行った原処分の妥当性について検討する。

2 原処分が開示決定した保有個人情報について

(1) 本件請求保有個人情報の対象として特定すべき文書について

本件審査請求を受け、諮問庁において、改めて原処分における本件請求保有個人情報について確認したところ、原処分では文書2として開示したのは、「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（決裁用）」に綴られている文書ではなく、処分庁において税務調査を行った際に作成する書類一式を綴っている「個人課税調査関係書類」に編てつされている文書であり、具体的には別紙2に掲げる文書であることが認められた。

したがって、原処分において本件請求保有個人情報の対象として、別紙1に掲げる2文書を特定したことは誤りであり、別紙1に掲げる文書1及び別紙2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下、第3においては「諮問庁特定対象保有個人情報」という。）を特定すべきであったと認められる。

(2) 上記(1)以外に特定すべき文書について

諮問庁は、処分庁を通じて、審査請求人が受けた税務調査に係る個人課税調査関係書類を確認したが、諮問庁特定対象保有個人情報以外に、本件請求保有個人情報は編てつされていなかった。

3 不開示情報該当性について

(1) 法14条7号イについて

法14条7号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(2) 別紙3に掲げる部分について

諮問庁特定対象保有個人情報を見分したところ、処分庁が不開示とした部分のうち別紙 3 に掲げる部分については、既にその内容が審査請求人に明らかにされているものや、審査請求人が容易に知り得る情報が含まれているため、当該部分を開示しても、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものとは認められない。

よって、別紙 3 に掲げる部分は、法 14 条 7 号イの不開示情報には該当しないことから、開示することが妥当である。

(3) 別紙 3 に掲げる部分以外の不開示部分について

諮問庁特定対象保有個人情報のうち、別紙 3 に掲げる部分以外の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）には、審査請求人に対する調査について、調査方法、課税処分の内容や算定方法、課税処分量等に係る最終的な分析・検討等の結果に係る情報が端的かつ詳細に記載されている。

税務調査は、国税当局の判断により適時に実施されるものであり、事業を営む個人や法人に対する税務調査については、通常、1 回限りのものというわけではなく、特に非違が認められた納税者の場合には、相当期間経過後に再度税務調査が行われることも十分に想定されるものである。

以上のことからすれば、本件不開示部分を審査請求人に開示した場合には、審査請求人においては、国税当局が行った税務調査の方法・深度・経過、国税当局が把握した非違の内容と当該非違事項に係る分析・検討等の結果を知り得ることとなり、自らの業務等に対する国税当局の認識の程度や、自らの課税処分量に係る国税当局の分析・検討等の結果といった税務調査の手の内に関する情報を明らかにすることとなる。その結果、不正な手口により税の納付を免れようとする一部の納税者においては、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分については、法 14 条 7 号イの不開示情報に該当することから、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のことから、原処分において特定した文書に替え、別紙 1 に掲げる文書 1 及び別紙 2 に掲げる各文書を特定することが相当である。

また、別紙 2 に掲げる各文書については、別紙 3 に掲げる部分は開示し、その余の部分は法 14 条 7 号イに該当すると認められるので不開示とする

ことが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年2月29日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年3月9日 審議
- ④同年6月30日 別紙2に掲げる各文書に記録された保有個人情報
の見分及び審議
- ⑤同年7月4日 審査請求人から意見書を收受
- ⑥同月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報等について

(1) 別紙2に掲げる各文書に記録された保有個人情報の特定の経緯等について

諮問庁は、理由説明書において、別紙1に掲げる文書2に記録された保有個人情報を特定したことは誤りであり、別紙2に掲げる各文書に記録された保有個人情報を特定すべきであったと説明していることから、その経緯等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求を受け、処分庁は、別紙1に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報を特定し、文書1に記録された保有個人情報の全部を開示する一方で、文書2に記録された保有個人情報は法14条7号イに該当するため、その全部を不開示とする原処分を行った。

イ 本件審査請求を受け、諮問庁において、文書2を確認したところ、確かに、これに記録された保有個人情報は、開示請求者（審査請求人）が開示を求めた「実地調査の結果」の分かる行政文書に記録された保有個人情報に該当するものであるが、文書2は、個人課税に係る事務の手續等を定めた個人課税事務提要において、個人調査関係書類として編てつされる文書であり、文書1に編てつされる文書ではない。そのため、処分庁が文書2として特定した文書については、別紙2に掲げる各文書として表記し特定すべきであったと判断した。

なお、処分庁を通じて確認したところ、特定税務署において、別紙1に掲げる文書1及び別紙2に掲げる各文書に記録された保有個人情報以外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の保有は認められなかった。

ウ そして、諮問庁において、別紙2に掲げる各文書に記録された保有

個人情報を見分したところ、別紙 3 に掲げる部分は開示し、その余の部分は法 14 条 7 号イに該当すると認められるので不開示とすることが相当であると判断した。

(2) 本件対象保有個人情報等について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙 1 に掲げる文書 1 及び文書 2 に記録された保有個人情報を特定し、文書 1 に記録された保有個人情報の全部を開示する一方で、文書 2 に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）については、その全部が法 14 条 7 号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、原処分で文書 2 に記録された保有個人情報を特定したことは誤りであり、別紙 2 に掲げる各文書に記録された保有個人情報を特定すべきであったとしつつ、そのうち、別紙 3 に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分は法 14 条 7 号イに該当するとして不開示とすべきとしている。

これに対し、審査請求人は、文書 2 に記録された保有個人情報の不開示部分を開示するよう求めているので、諮問庁から個人課税事務提要の提出を受け、当審査会において確認したところ、本件対象保有個人情報が記録された行政文書は上記（1）イの諮問庁の説明のとおりと認められたため、結局、審査請求人は、文書 2 と同一の内容である別紙 2 に掲げる各文書に記録された保有個人情報のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（本件不開示部分）を開示するよう求めていると解することができるから、以下、別紙 2 に掲げる各文書に記録された保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別紙 2 の 1 について

ア 当審査会において見分したところ、個人課税部門重要事案審議会審議表は、特定税務署内において、開示請求者（審査請求人）に対する税務調査（以下「本件税務調査」という。）について審議を行い、決裁した文書と認められ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（別紙 3 の番号 1 に掲げる部分を除く部分）は、1 枚目の「調査区分」、「調査日数」及び「選定事由」の各欄、3 枚目の、事業概況のうち「店舗数」、「従業員数」、「帳簿の有無」、「原始記録等の有無」、「電子帳簿保存適用」及び「特記事項」の各欄を除く部分、「調査額の計算の過程・推計方法等」欄、「不正の手口、仮装隠ぺいの事実及び処理事由等」欄、「脱漏所得の処分状況（単位：千円）」欄の「項目」、「金額」及び「合計」との各記載を除

く部分、「源泉所得税の調査状況」欄の「態様」、「納特」及び「処理」との各記載を除く部分、「その他参考事項」欄の「連携調査」、「資料収集」、「納付指導」及び「その他」との各記載を除く部分、「保有資産の状況」欄、「統括官等及び担当者の意見」欄並びに「審議における指示・決定事項」欄であると認められる。

イ 別紙４に掲げる部分について

(ア) 番号１に掲げる部分について

当該部分は、本件税務調査の調査日数を調査の内容別に記載する欄であると認められるところ、当該欄には、具体的な調査日数の記載はなく、様式の一部と認められ、税務調査に関する手の内情報とはいえないため、これを開示しても、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められないことから、法１４条７号イに該当せず、開示すべきである。

(イ) 番号２に掲げる部分について

当該部分は、本件税務調査の調査額の計算の過程のうち、消費税についての内容が記載されている部分と認められるところ、国税通則法７４条の１１第２項では、更正決定等をすべきと認める場合には、金額及び理由を含む調査結果の内容を納税義務者に説明するものとされていることに加え、当該部分の記載は、消費税法３０条７項及び同法施行令４９条１項の規定に基づく内容と認められることから、本件においては、調査担当者等が審査請求人に説明し、審査請求人が承知している情報といえ、税務調査に関する手の内情報とはいえないため、これを開示しても、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められないことから、法１４条７号イに該当せず、開示すべきである。

(ウ) 番号３に掲げる部分について

当該部分は、本件税務調査における不正や仮装隠ぺいの事実等の内容及び脱漏した所得の金額等を記載する欄であると認められるところ、本件における記載内容は、税務調査を受けた当人である審査請求人が容易に知り得る情報といえ、税務調査に関する手の内情報とはいえないため、これを開示しても、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものとは認められないから、法１４条７号イに該当せず、開示すべき

である。

(エ) 番号4に掲げる部分について

当該部分は、所得税法216条に規定する源泉徴収に係る所得税の納期の特例の適用があるか否かを記載する欄と認められるところ、当該欄は、納税義務者である審査請求人がその適用を申請し承認を受けた事実があるか否かを示すものにすぎず、審査請求人が当然に承知している情報といえ、税務調査に関する手の内情報とはいえないため、これを開示しても、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものとは認められないことから、法14条7号イに該当せず、開示すべきである。

(オ) 番号5に掲げる部分について

当該部分は、本件税務調査における源泉所得税の調査に係る処理の態様及び納付すべき税額についての納付指導の態様を記載する欄と認められるところ、これらの処理や納付指導の態様は、税務調査を受けた当人である審査請求人が当然に承知している情報といえ、税務調査に関する手の内情報とはいえないため、これを開示しても、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものとは認められないから、法14条7号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 上記イで検討した部分以外の部分について

当該部分には、本件税務調査の選定事由等のほか、審査請求人の営む事業の概況、調査担当者が行った調査の内容や判断、国税当局で把握している審査請求人の情報等が個別具体的に記載されていることが認められ、これを開示すると、国税当局の税務調査における着眼点、調査手法や思考過程、納税者の事業等に対する国税当局の認識の程度等、税務調査における手の内を明らかにすることとなる。その結果、不正な手口により法律が定める税の支払を免れようとする一部の納税者において、今後の自らの税務調査への対策を講じるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分については、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別紙2の2について

ア 当審査会において見分したところ、個人調査決議書営庶業所得者用(一号用紙)は、本件税務調査における調査事績を総括的に取りまと

めて決裁を受けた文書と認められ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（別紙3の番号2に掲げる部分を除く部分）は、1枚目及び2枚目の「調査区分」及び「調査総日数」の各欄であるものと認められる。

これらの欄には、特定の調査区分及び延べ人日数が記載されていることから、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「調査区分」欄は調査の実施態様を記載する部分であり、「調査総日数」欄は税務調査に要した延べ人日数を記載する部分であり、それぞれ税務調査の手の内を示す情報であるとのことであつた。

イ 一般に、税務調査は、国税当局の判断により適時に実施されるものであり、事業を営む個人や法人に対する税務調査は、通常、1回限りのものというわけではなく、特に非違が認められた納税者の場合には、相当期間経過後に再度税務調査が行われることも十分に想定されるものである。そして、「調査区分」欄及び「調査総日数」欄に記載された情報を納税者本人に開示すると、当該納税者が自らの事業や経営内容等に対する国税当局の認識の程度等、税務調査の手の内を認識し得ることとなり、その結果、不正な手口により法律が定める税の支払を免れようとする一部の納税者において、今後の自らの税務調査への対策を講じるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分（別紙3の番号2に掲げる部分を除く部分）については、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙2の4について

ア 当審査会において見分したところ、個人調査決議書営庶業所得者用（三号用紙）は、本件税務調査における調査額の計算の基となった科目について、その計算の過程等を記載するものと認められ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（別紙3の番号4に掲げる部分を除く部分）は、1枚目ないし4枚目の「科目」欄の一部及び「調査額（加算・減算額）計算の過程・推計方法等」欄であるものと認められる。

イ 当該部分には、本件税務調査における調査科目及びその調査額の計算方法等が個別具体的に記載されていることが認められ、当該部分を開示すると、国税当局の税務調査における調査手法や思考過程等、税務調査における手の内を明らかにすることとなる。その結果、不正な

手口により法律が定める税の支払を免れようとする一部の納税者において、今後の自らの税務調査への対策を講じるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分（別紙 3 の番号 4 に掲げる部分を除く部分）については、法 14 条 7 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法 14 条 7 号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙 4 に掲げる部分を除く部分は同号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別紙 4 に掲げる部分は同号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

（第 4 部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙 1 (原処分で特定した保有個人情報記録された文書)

文書 1 平成 22 年分から平成 24 年分までの所得税及び消費税, 平成 25 年分の所得税及び復興特別所得税並びに消費税に関するあなたの税務調査において作成した「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書 (決裁用)」

文書 2 文書 1 に編てつされている実地の調査の結果 (「調査経過記録書」は除く。)

別紙 2（諮問庁が特定すべきとする文書）

- 1 個人課税部門重要事案審議会審議表の写し
- 2 個人調査決議書営庶業所得者用（一号用紙）
- 3 個人調査決議書営庶業所得者用（二号用紙）
- 4 個人調査決議書営庶業所得者用（三号用紙）

別紙 3 (諮問庁において開示すべきとする部分)

番号	行政文書の名称	諮問庁において開示すべきとする部分
1	個人課税部門重要事案 審議会審議表の写し	1枚目の「調査区分」,「調査日数」及び 「選定事由」の各欄を除く全て
		2枚目の全て
		3枚目の事業概況のうち「店舗数」,「従業員数」,「帳簿の有無」,「原始記録等の有無」,「電子帳簿保存適用」及び「特記事項」の各欄,「調査経過」欄,「脱漏所得の処分状況(単位:円)」欄の「項目」,「金額」及び「合計」との各記載,「源泉所得税の調査状況」欄の「態様」,「納特」及び「処理」との各記載,「その他参考事項」欄の「連携調査」,「資料収集」,「納付指導」及び「その他」との各記載並びに「納税者の申立て事項」欄
2	個人調査決議書営庶業 所得者用(一号用紙)	1枚目及び2枚目の「調査区分」及び「調査総日数」の各欄を除く全て
3	個人調査決議書営庶業 所得者用(二号用紙)	全て
4	個人調査決議書営庶業 所得者用(三号用紙)	1枚目ないし4枚目の「科目」欄の一部及び「調査額(加算・減算額)計算の過程・推計方法等」欄を除く全て

別紙 4（開示すべき部分）

行政文書の名称	番号	開示すべき部分
個人課税部門重要事案 審議会審議表の写し	1	1枚目の「調査日数」欄
	2	3枚目の「調査額の計算の過程・推計方法等」欄の9行目以下の全部
	3	3枚目の「不正の手口，仮装隠ぺいの事実及び処理事由等」欄並びに「脱漏所得の処分状況（単位：千円）」欄の「項目」及び「金額」の各欄
	4	3枚目の「源泉所得税の調査状況」欄の「納特」欄
	5	3枚目の「源泉所得税の調査状況」欄の「処理」欄及び「その他参考事項」欄の「納付指導」欄

（注）表中の行数の数は、空白行及び罫線がある場合、これらは行数に数えない。